

秋田県広域予防接種事業実施要綱

(目 的)

第1 予防接種法（昭和23年法律68号）に規定する定期の予防接種について、接種希望者が居住する市町村以外の医療機関においても、円滑に接種を受けることができる体制を整備することにより、予防接種の推進を図り、地域住民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2 事業の対象者は、風しんの第五期予防接種を除く定期の予防接種の対象者とする。
ただし、市町村の実情により、独自に対象者を設定することができるものとする。

(対象予防接種)

第3 事業の対象となる予防接種は、風しんの第五期予防接種を除く定期の予防接種とする。ただし、市町村及び医療機関は、定期の予防接種のうち事業の対象を個別に定めることができるものとする。

(契 約)

第4 市町村長及び一般社団法人秋田県医師会長（以下「県医師会長」という。）は、事業の実施に係る委託契約を締結する。この場合において、県医師会長は、事業の実施に関して協力する旨を承諾した医師（以下「協力医師」という。）の代理人として契約を行う。

2 協力医師の所属する医療機関（以下「協力医療機関」という。）の代表者は、県医師会長に承諾書兼委任書（様式1）を提出する。ただし、承諾書兼委任書の内容に変更がないと認められる場合は、契約期間に関わらず継続して有効なものとして取り扱うことができるものとする。

3 県医師会は、毎年度前項に規定する承諾書兼委任書を取りまとめて協力医師名簿（様式3）を作成し、各市町村及び県へ通知する。

4 協力医療機関の代表者は、第2項の規定により届け出た承諾書兼委任書の内容に変更が生じた場合又は協力医療機関を辞退する場合は、県医師会長に変更・辞退届（様式2）を提出する。

5 県医師会は、前項の規定による変更等の内容を随時各市町村及び県に通知する。

6 郡市医師会は、前各項に規定する事務手続きについて県医師会に協力するものとする。

(委託料)

第5 委託料は、郡市医師会等の関係者と協議の上、市町村ごとに定める。

なお、予診の結果、接種を見合わせた場合の委託料は、支払わないものとするができる。

2 定期の予防接種のうちB類疾病に係るものについては、市町村負担額を委託料とする。

3 市町村は、毎年度、定期の予防接種の種類ごとの委託料を定めた実施依頼書（様式4）を県医師会長へ提出し、県へその写しを送付する。

なお、定期の予防接種のうち事業の対象を追加した場合も同様とする。

4 県は、前項の規定による各市町村の委託料をとりまとめ、委託料一覧（様式5）を作成し、各市町村及び県医師会へ送付する。

5 市町村は、管内の協力医療機関へ委託料一覧を周知する。

(ワクチン)

第6 ワクチンは協力医療機関又は市町村で用意するものとし、ワクチンの購入先は特定しない。

2 市町村がワクチンを用意する場合は、市町村が指定する地域の協力医療機関との委託料を別途定めることができる。この場合、当該市町村は協力医療機関への周知徹底を図るとともに、委託料一覧において明確になるよう配慮するものとする。

(予診票等)

第7 市町村は予診票及び接種券等を作成し、接種対象者又は協力医療機関へ配布する。

この場合、秋田県及び県医師会が示す予診票の標準様式（標準様式1）を採用する等、標準化に努めるものとする。

また、被接種者の居住する市町村が認める場合には、協力医療機関の独自様式や、秋田県及び県医師会のウェブサイト上の標準様式をダウンロードして使用することができるものとする。

(請求・支払事務)

第8 市町村は「秋田県広域予防接種実施報告書兼請求書（以下「報告書兼請求書」という。）」（標準様式2及び3）を標準様式とした請求書を作成し、配布する。

ただし、市町村の独自様式の請求書を使用する場合は、当該市町村が協力医療機関へ周知の徹底を図る。

また、被接種者の居住する市町村が認める場合は、協力医療機関の独自様式や秋田県及び秋田県医師会のウェブサイト上の標準様式をダウンロードして使用することができるものとする。

2 協力医療機関は被接種者の居住地及び当該市町村の委託料を確認のうえ報告書兼請求書を作成し、予診票を添えて契約書に定める期日までに当該市町村へ提出する。

3 市町村は前項の規定による提出内容を審査し適正と認めた場合は、契約書に定める期日までに協力医療機関に対して委託料を支払う。

(周知等)

第9 本事業について、市町村は住民及び管内協力医療機関への周知の徹底を図り、県及び県医師会はウェブサイト等により情報提供を行う。

(健康被害への対応)

第10 定期の予防接種後に健康被害が発生した場合の救済措置は、予防接種法に基づき、被接種者の居住する市町村が行う。

(個人情報の保護)

第11 事業の実施に係る者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は各市町村と県医師会が協議して定めるものとし、県が調整にあたるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。